

お気軽にご相談ください～相談は無料です～

たすけあい資金の貸付

- ◆利用できる世帯…低所得世帯または一時的な生活困窮世帯で、村内に住所が有り、担当民生委員が貸付を必要と認める世帯など

※生活保護世帯は除きます

- ◆貸付限度額…1世帯10万円以内
- ◆貸付の条件…村内または近隣市町村に住所が有り、返済能力のある65歳以下の連帯保証人1名が必要
- ◆返済期間…5万円未満は6か月以内、5万円以上10万円未満は1年以内
- ◆貸付利子…無利子
- ◆返済方法…返済期間内に一括または月賦払い
※返済期間内に返済が完了できない場合は、延滞利子が発生します

生活福祉資金の貸付

- ◆利用できる世帯…低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯

◆資金の種類

- ①総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
- ②福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
- ③教育支援資金（教育支援費、就学支度費）
- ④不動産担保型生活資金

※資金の種類ごとに貸付対象世帯が異なります

◆貸付利子

連帯保証人を立てた場合 → 無利子

連帯保証人を立てない場合 → 年1.5%

※教育支援資金と緊急小口資金は、連帯保証人の有無にかかわらず無利子

成年後見制度相談窓口

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方の日常生活を支援する仕組みです。

成年後見制度の活用が必要と思われる方が、早期に適切な支援が受けられるように、制度の利用に関する相談に応じます。

障がい者不利益取扱相談窓口

「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」により、障がいのある方に対する不利益な取扱いの解消に向けて、不利益な取扱いに関する相談に応じます。

【具体例】障がいを理由に公共施設等の利用を断られた、差別的な発言を受けた など

日常生活自立支援事業（愛称「あんしんねっと」）

- ◆利用できる方…自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方で、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、日常生活を送るうえで必要な福祉サービスを利用するための判断をひとりで行うことが難しい方

◆サービスの内容

福祉サービスの利用援助	福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします。
日常的金銭管理サービス	日常的な金銭管理をお手伝いします。
書類等預かりサービス	保管を希望する書類等（預貯金通帳、印鑑等）をお預かりします。

◆利用料金

基本料金	1回の支援につき200円 ※生活保護を受給中の方は、月3回目の支援から基本料金がかかります。
利用料金	1時間1,500円、1時間を超えた場合は30分750円を加算
料金例	1時間まで…1,700円、1時間1分～1時間30分…2,450円、1時間31分～2時間…3,200円、2時間1分～2時間30分…3,950円、2時間31分～3時間…4,700円

※同月に複数回支援を行う場合でも、その都度料金がかかります。